

男女共同参画会議（第73回） 議事要旨

日時：令和6年12月13日（金）18：30～19：00

場所：総理大臣官邸2階大ホール

【出席者】

	石破 茂	内閣総理大臣
議長	林 芳正	内閣官房長官
議員	村上 誠一郎	法務大臣（代理 高村 正大 法務副大臣）
同	福岡 資麿	厚生労働大臣
同	江藤 拓	農林水産大臣（代理 笹川 博義 農林水産副大臣）
同	武藤 容治	経済産業大臣（代理 大串 正樹 経済産業副大臣）
同	中野 洋昌	国土交通大臣
同	浅尾 慶一郎	環境大臣（代理 小林 史明 環境副大臣）
同	坂井 学	国家公安委員会委員長
同	三原 じゅん子	内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
同	小西 聖子	武蔵野大学副学長・人間科学部教授
同	清水 博	日本生命保険相互会社代表取締役社長
同	白波瀬 佐和子	東京大学特任教授
同	鈴木 準	株式会社大和総研常務執行役員
同	納米 恵美子	全国女性会館協議会代表理事
同	細川 珠生	ジャーナリスト
同	山口 慎太郎	東京大学大学院経済学研究科教授
同	山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授
出席者	橘 慶一郎	内閣官房副長官
同	青木 一彦	内閣官房副長官
同	佐藤 文俊	内閣官房副長官
同	矢田 稚子	内閣総理大臣補佐官
同	辻 清人	内閣府副大臣
同	友納 理緒	内閣府大臣政務官
同	岸 信千世	デジタル大臣政務官
同	今井 絵理子	復興大臣政務官
同	古川 直季	総務大臣政務官
同	生稲 晃子	外務大臣政務官
同	土田 慎	財務大臣政務官
同	金城 泰邦	文部科学大臣政務官
同	小林 一大	防衛大臣政務官

【議事次第】

1 開会

2 議題

第6次男女共同参画基本計画の策定等について

- ・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について（諮問）
- ・女性活躍・男女共同参画に関する現状と今後の課題について
- ・第6次基本計画策定専門調査会の設置について

3 閉会

【資料】

- 資料 1 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について（諮問）
- 資料 2 女性活躍・男女共同参画に関する現状と今後の課題について
- 資料 3 第6次男女共同参画基本計画の策定について
- 参考資料 1 男女共同参画会議有識者議員名簿
- 参考資料 2 男女共同参画社会基本法、男女共同参画会議令
- 参考資料 3 「女性デジタル人材育成プラン」概要

1. 開会

2. 議題

○三原内閣府特命担当大臣から「第6次男女共同参画基本計画」及び「女性版骨太の方針2025」の策定に関し説明があった。

- ・ まず、資料1のとおり、石破総理から男女共同参画会議に対し、新しい「第6次男女共同参画基本計画」の策定に向けた「基本的な考え方」を示すよう諮問をいただいた。これを受け、当会議において、本日より議論を開始する。
- ・ 続いて、資料2のとおり、政府においては、毎年6月を目途に、「女性活躍・男女共同参画の重点方針」、いわゆる「女性版骨太の方針」を策定している。「女性版骨太の方針2025」や「第6次男女共同参画基本計画」の策定に際し、重要となる視点についてまとめたため、説明する。
- ・ 1ページ目は、「意思決定層における女性の参画を妨げる課題への対応」である。現行の基本計画に掲げた目標の達成に向けて、プライム市場上場企業における女性役員の登用の更なる加速化、女性起業家の支援強化など経済分野の取組をはじめ、意思決定層における女性の参画を妨げる課題をしっかりと分析し、あらゆる分野における取組の一層の強化につなげることが重要である。
- ・ 2ページ目は「全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり」である。男女間賃金格差の是正や、令和4年に策定した「女性デジタル人材育成プラン」の見直しなどリスクリングの支援の強化等により、全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくりに取り組む必要がある。
- ・ 3ページ目は「女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり」である。地方においては、少子高齢化や人口減少の進展により、様々な局面において、担い手として欠かさない女性の参画が、これまで以上に求められている。全国各地で、それぞれの地域における課題やニーズをきめ細やかに把握し、地域ぐるみで必要な取組を展開していく必要がある。
- ・ 4ページ目は「個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現」である。性犯罪・性暴力やDV等を防止し被害者支援体制を強化するとともに、男女共同参画の視点に立った防災・復興、健康支援などを推進する必要がある。
- ・ 5ページ目では、中長期的な施策の検討にあたっての視点を示している。女性が非正規雇用化する「L字カーブ」の課題は残るものの、就業者数における男女差は小さくなり、近年は出産や育児によると見られる女性の正規雇用比率の低下幅は小さくなってきている。また、働きながら育児・介護を担う人の割合が増え、未婚の女性において家庭と仕事の両立を望む人の割合が上昇しているだけでなく、未婚の男性においても、将来のパートナーに家庭と仕事の両立を望む人の割合が上昇し、若い世代の意識は変化している。こうした人口構造や、就業構造の変化、若い世代の生活様式や働き

方に対する考え方の多様化等を踏まえ、全ての人が希望に応じて、活躍できる社会の実現を目指すことが重要となる。

○林内閣官房長官から、有識者議員に発言をお願いした。

○有識者議員から以下の発言があった。

（小西議員）

- ・ 女性に対する暴力に関する専門調査会の会長を務めている。
- ・ この第5次基本計画期間中にも、例えば、性犯罪に関する刑法が改正、新設されたり、DV防止法の改正がなされたりした。ほかにも幾つもの法律ができていて、被害の実態に沿っていききたいという法律になっているところは、ぜひ評価したい。
- ・ ただ、幾つか不十分な点もあり、今後の改正に向けての十分な調査が必要である。今後法律の趣旨が生かされるよう、司法統計や被害者に関わる統計、さらに調査をぜひ継続的にお願いしたい。

被害の認識に法律も含め、進歩があった一方で、取り残されている感があるのが、支援の質と量の改善ということである。地域格差も大きく、それから、民間と連携するのはいいことだと思うが、そういう民間施設も非常に不安定で脆弱という現状がある。男性や子供の被害というのが認識されてきたが、そこまで手を伸ばす余力のないところというのたくさんある。

- ・ 私は東京のワンストップ支援センターの医療相談を担当する精神科医として関わっているが、実践の中で特に不足を感じるのは、1つはトレーニングされた常勤の支援員、スキルフルな方。それから、2番目に、心理精神医療の専門職の関わり。3番目には、生活、就労に関する被害者のニーズに沿った切れ目のない支援システム、そのようにうたわれているが、やはり実践の中では不十分かと思う。
- ・ 法律ができて、こういうニーズに関して、まだ十分に応えられているとは言えないため、ぜひ、次の計画では内容の充実をお願いできればと思う。

（清水議員）

- ・ 企業経営者として、女性が生き生きと働ける場を増やす観点から、第6次基本計画に期待することを3点申し上げる。
- ・ 1点目は、女性が働き続けられる職場づくりの後押しである。
産育休の充実、男性育休の推進に加え、官民を挙げたDXなどによる生産性向上と働き方の変革を進め、心身ともに余裕ある職場をつくっていくことが重要である。
それに向け、デジタルなどの能力開発、スキルアップ、時間にとらわれない柔軟な働き方を提供する裁量労働の拡大、キャリアアップに資する円滑な労働移動などへの実効的な後押しをお願いする。

- ・ 2点目は、地方創生と連動いただきたいということである。
地域社会を維持、底上げしていく上で女性が活躍できる職場づくりは喫緊の課題である。地方創生2.0では、全国津々浦々の賃金所得の増加が掲げられている。女性が活躍できる仕事づくり、男女間の格差是正などにつながるよう、国と地方、省庁間で問題意識を共有し、常にそうした視点を持って各種施策を検討いただきたい。
- ・ 3点目は、働き方に中立的な税、社会保障制度である。
共働き世帯が専業主婦世帯を上回る社会構造に変化している。年収の壁に注目が集まっているが、壁の水準をめぐる議論にとどまらず、制度横断的に仕事と家庭、子育てや介護との両立に前向きに取り組めるような制度への見直しを期待する。

（白波瀬議員）

- ・ 2点申し上げる。
- ・ 1点目は、意思決定における女性参画が極めて少ない点である。
特に女性議員の割合が、都道府県議会や市町村議会において2割未満と極めて少ない現実である。伝統的な価値観や新参者が受け入れられにくい傾向にある地方において、女性たちが声を上げ、政治や政策立案に参画することは、地方にとって大きなメリットとなる。
それゆえ、市町村の単位を超えた広域の支援体制が必要と思われる。また、スタートアップ企業の女性割合は1割にも達しない。女性が起業し、その際の資金獲得を積極的に支援するジェンダー対応型予算体系も必要ではないかと考える。
- ・ 2点目は、男女間の賃金格差の背景にある職域格差の観点から、女性デジタル人材の不足が指摘されている。
デジタル分野は、男女ともにデジタル人材育成が急務である。特に日進月歩の専門性が求められることから、理系分野への女子進学促進とともに、複数時点で専門教育を受けることができる複線的な専門リスキリングの体制構築が急務だと考える。

（鈴木議員）

- ・ これまでの累次の基本計画では、目標とすべき社会を示した上で、基本的な考え方や方向性を示し、具体的施策や担当府省を明確にして取組が進められてきた。
また、目標、成果目標、数値目標、参考指標など呼び方は様々だが、定量的な指標も設定されてきた。しかし、基本法が定める男女共同参画社会の形成は道半ばであり、むしろ、国際的に見て日本は遅れた状況にあると言わざるを得ない。
- ・ 第6次となる次期計画では、各府省における推進体制の充実をお願いすると同時に、計画全体の進捗管理、点検、評価の体制を強化すべきと考える。
- ・ 2010年代半ば以降は、女性活躍に向けた、いわゆる重点方針を毎年定めることも並行して行われてきたが、計画を進めるための人や時間をより効率的に再配置することも

検討いただきたい。

- ・ もう一点、基本計画を遂行するには、自治体や地域での取組も抜本的に増強する必要がある。

その観点から、資料2、図15にある法案の早期国会提出を含めた、NVECと男女共同参画センターの機能強化を喫緊の課題として取り組んでいただくようお願いしたい。

(納米議員)

- ・ 全国女性会館協議会の代表理事の立場から申し上げる。
- ・ 男女共同参画センターの法令上への位置づけと、機能強化を速やかに進めていただきたい。

現在、全国で約350のセンターが設置されているが、全ての地域で男女共同参画を推進していくためには、センターは貴重な社会的インフラである。

- ・ 計画実行・監視専門調査会のもとに設けられたワーキンググループでは、調査を実施した上で、センターの業務と運営についてのガイドラインづくりに向けての提言をまとめている。

提言では、センターに法的根拠がないことで、その意義について財政当局等から理解を得ることが難しいことや、設置の有無や人員体制、予算、事業内容に地域格差が生じるといった課題を抱えているということを指摘している。

- ・ センターが安定した基盤のもとに、十分にその機能を発揮するために、早期に法的位置づけを行い、ワーキンググループ提言に基づくガイドラインを策定し、自治体へ周知していただきたい。

(細川議員)

- ・ 意思決定層に女性を増やすという観点から2点申し上げる。
- ・ 1点目は、いわゆるオールド・ボーイズ・ネットワークの問題である。現状、女性の登用において足踏み状態だと思うが、男性中心で回ってきた社会の在り様その原因の1つでもあり、オールド・ボーイズ・ネットワーク、例えば飲み食い、ゴルフの文化や、予定調和という感覚、こういったものを変えていかないと、なかなか女性が生き抜いていくのが難しいと考える。

女性に選ばれない地方を超え、女性に選ばれない日本企業となることに危機感を持つことが必要だと考える。

- ・ 2点目は、意思決定層にたどり着くまでの女性のキャリアパスとして重要な点として、育休中、時短勤務中の社員がいる現場への手当の支給などの支援の制度の導入が必要だと考える。

単純に1人当たりの業務が増えることによって、育休や時短勤務取得者とフルで勤務している社員の軋轢が生まれ、両立支援制度があっても結果として十分に利用されず、

最終的に退職ということにつながっているケースが大変多いのが実態である。みんなで頑張ろうという精神論には限界がある。

- ・ 最後に、夫婦別氏制度について、国民に賛否があると言っても理解は不十分である。婚前氏続称制度という案もある。国論を二分するテーマにも至っていないというのが私の認識であるため、まずは、議論を始めていただきたいと考えている。

(山口議員)

- ・ 女性の活躍を促すための社会保障制度の在り方について、意見を申し上げる。
現在、女性の就業率は着実に上昇し、とりわけ若い世代においては、仕事と育児の両立を目指す割合が増加している。資料2に示されているように、正規雇用比率も上昇傾向にあり、女性の働き方や価値観は大きく変化している。
しかしながら、現行の第3号被保険者制度は、こうした社会の変化に十分に対応できていない。
特に問題と考えるのは、いわゆる年収の壁が女性の就業を抑制する要因となっていることである。人口減少社会において貴重な労働力が十分に活用されていない状況は、早急に改善する必要があると考えている。
もちろん、育児や介護などにより、就労が困難な方々への配慮は必要である。その上で、新たな制度設計として給付つき税額控除の導入を積極的に検討すべきではないかと考えている。
- ・ 諸外国の例を見ても、この制度は、勤労意欲を促進しながら、子育て世帯への効果的な支援を実現できることが実証されている。
特に、低所得層から中間層の仕事と子育ての両立支援という観点から、給付つき税額控除は有効な政策手段となる。
現行制度を抜本的に見直し、全ての人が望む形で活躍できる社会の実現に向けて、具体的な制度設計の議論を加速させるべきと考えている。

(山本議員)

- ・ 1点のみ申し上げる。
- ・ 今回特に大きく取り上げられている問題として、資料2の3ページの地域づくりがある。この問題は、背景として、地方において人材不足、特に専門職の人材不足が深刻化しているということを考える必要がある。
2ページにデジタル人材が挙げられているが、それに限らず、建設、福祉などほとんどの分野で専門人材が不足している。
また、地方公務員の採用数の確保が難しくなっているというだけでなく、民間でも地域の人材が不足しており、地方公務員による社会貢献活動のための兼業が増えているといった報告もある。

こういった状況において、専門人材の育成と確保を、個々の地方公共団体が単独で行うことには限界がある。

- ・ 国には、地方公共団体が相互に連携して人材の育成と確保を行う取組や、地方公共団体が地域の企業、団体と連携して、人材の育成と活躍の場、プラットフォームを形成する取組を積極的に支援していただきたい。

これは、女性の人材に限らず、男女共同参画に収まらない話だが、3ページの表題にある、女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくりを推進するためにも、こういった巨視的な視点が重要ではないかと考えている。

○林内閣官房長官から以下の発言があった。

- ・ 本日いただいた御意見も踏まえて検討を進めてまいりたい。引き続き、御協力をよろしく願います。
- ・ 続いて、資料3について三原大臣から説明をお願いする。

○三原内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から以下の発言があった。

- ・ 資料3の1ページ目、第6次男女共同参画基本計画の検討体制である。
当会議のもとに、「第6次基本計画策定専門調査会」を新たに設置し、現行計画のフォローアップや、新たな計画の方向性や全体的な方針について議論を進めていくことを考えている。
なお、専門調査会に所属する委員については、男女共同参画会議令に基づき、議長が指名することになっているため、そのように進めさせていただく。
- ・ 2ページ目、「今後のスケジュール（案）・計画策定のプロセス」である。来年12月の閣議決定を目指し、国民各界、各層の御意見も伺いながら議論を進めていく。

○林内閣官房長官から以下の発言があった。

- ・ 第6次男女共同参画基本計画の検討を行うため、資料3に記載のとおり、新たな専門調査会を設置することについて、御異議ないか。
（「異議なし」と声あり）
- ・ それでは、案のとおり決定することとする。

○最後に、石破内閣総理大臣から以下の発言があった。

- ・ 新しい「男女共同参画基本計画」と「女性版骨太2025」の検討を本日から開始する。
- ・ 女性活躍・男女共同参画は、全ての人が生きがいを感じられる、多様性が尊重される社会を実現するとともに、我が国の経済社会の持続的な発展に不可欠の要素である。意思決定の在り方を劇的に変えていくため、社会のあらゆる組織の意思決定に女性が参画することを官民の目標とし、達成への指針を定め、計画的に取り組む。男女間の

賃金格差の是正は、引き続き喫緊の課題である。多くの女性に社会活動を長く続けていただくにはどうすればいいか、国民的議論を主導して制度改革を実現する。

- ・ そのために取り組むべき課題は多岐にわたる。
 - ・ あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大
 - ・ 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり
 - ・ 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり
 - ・ 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現
- など、様々な分野について、取組を一層強化することが必要である。
- ・ 三原大臣を中心に、これらの課題について、当面講じるべき、実効性のある対策の検討を進め、来年6月をめどに「女性版骨太の方針2025」を取りまとめていただきたい。今後5年間の「男女共同参画基本計画」についても、来年12月をめどに取りまとめをお願いします。

3. 開会

以上